3　第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。

（希少鳥獣保護計画）

第七条の三　環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣の保護に関する計画（以下「希少鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2　希少鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　希少鳥獣の種類

二　希少鳥獣保護計画の計画期間

三　希少鳥獣の保護が行われるべき区域

四　希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他希少鳥獣の保護の目標

五　その他希少鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

3　環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

5　第七条第四項、第五項及び第七項の規定は、希少鳥獣保護計画について準用する。この場合において、同条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

（特定希少鳥獣管理計画）

第七条の四　環境大臣は、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合において、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において当該希少鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣（以下「特定希少鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「特定希少鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

2　特定希少鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定希少鳥獣の種類

二　特定希少鳥獣管理計画の計画期間

三　特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

四　特定希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他特定希少鳥獣の管理の目標

五　その他特定希少鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

3　第七条第四項、第五項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定は、特定希少鳥獣管理計画について準用する。この場合において、第七条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第三章の章名中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改める。

第九条第一項中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「の保護又は管理」に改め、同条第三項第二号中「生態系に係る被害を防止する」を「鳥獣の管理の」に改め、同項第三号中「生態系の保護」を「第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理」に改め、同項第四号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第五項中「生態系の保護」を「第二種特定鳥獣管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理」に改め、同条第六項中「特定鳥獣保護管理計画が」を「次の各号に掲げる計画が」に、「特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣」を「各号に定める鳥獣」に、「当該特定鳥獣保護管理計画の」を「それぞれ当該各号に掲げる計画の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一種特定鳥獣保護計画　当該第一種特定鳥獣保護計画に係る第一種特定鳥獣

二　第二種特定鳥獣管理計画　当該第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣

三　希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画　当該希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る希少鳥獣

第九条第八項中「地方公共団体」の下に「、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第十一項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十条第一項中「執る」を「とる」に改め、同項第二号中「生態系の保護」を「第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理」に改め、同項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条第一項中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改め、同項第一号及び第二号中「第十四条」の下に「、第十五条」を加え、同号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第十二条第一項中「国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、」を「、国際的又は全国的に」に改め、同条第二項中「地域の対象狩猟鳥獣の保護の見地から、」を「当該都道府県の区域内において」に改め、同条第六項中「第二条第六項」を「第二条第十項」に改める。

第十四条の見出しを「（第二種特定鳥獣に係る特例）」に改め、同条第一項中「特定鳥獣が」を「第二種特定鳥獣が」に、「特定鳥獣に」を「第二種特定鳥獣に」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同条第二項及び第三項中「特定鳥獣が」を「第二種特定鳥獣が」に、「特定鳥獣に」を「第二種特定鳥獣に」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に、「は、その」を「は、当該」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二　都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

2　実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　指定管理鳥獣の種類

二　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

三　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

四　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

五　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）

六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

七　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

八　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3　都道府県知事は、前項第三号に規定する実施区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある場合において、前項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、当該都道府県が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を環境大臣に報告しなければならない。

4　第四条第五項及び第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項第三号に規定する区域」とあるのは、「第十四条の二第二項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

5　国の機関は、環境省令で定めるところにより、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合において、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該実施計画に適合することについて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。